

JIS

低圧電気設備－第 7-701 部：
特殊設備又は特殊場所に関する要求事項－
バス又はシャワーのある場所

JIS C 0364-7-701 : 2025
(IEC 60364-7-701 : 2019)

令和 7 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	松木 隆典	電気事業連合会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.2.20 改正：令和 7.1.20

官 報 掲 載 日：令和 7.1.20

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
701 バス又はシャワーのある場所	1
701.1 適用範囲	1
701.2 引用規格	2
701.3 用語及び定義	2
701.30 一般特性の評価	2
701.4 安全保護	4
701.41 感電保護	4
701.411 保護手段：電源の自動遮断	4
701.414 保護手段：SELV 及び PELV による特別低電圧	5
701.415 追加保護	5
701.5 電気機器の選定及び施工	5
701.51 一般事項	5
701.512 運転条件及び外的影響	5
701.52 配線設備	6
701.522 外的影響に関する配線設備の選定及び施工	6
701.53 安全保護，断路，開閉，制御及び監視のための装置	8
701.531 電源の自動遮断による間接接触保護のための装置	8
701.101 区域の寸法の例	9
附属書 A (参考) サムカントリーノート	14
解 説	15

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 0364-7-701:2010** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

低圧電気設備—第 7-701 部：特殊設備又は特殊場所 に関する要求事項—バス又はシャワーのある場所

Low voltage electrical installations—Part 7-701: Requirements for special installations or locations—Locations containing a bath or shower

序文

この規格は、2019 年に第 3 版として発行された IEC 60364-7-701 を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の要求事項は、JIS C 60364 規格群に対してバス又はシャワーのある場所に関する要求事項を追加又は置き換えるものである。なお、この規格で採用（引用）している JIS C 60364 規格群は最新版とし、箇条番号及びその題名はそれらに対応している。

箇条番号の付け方は、JIS C 60364-1 の様式〔表 A.1 (JIS C 0364, JIS C 60364 規格群の番号体系) 及び表 A.2 [JIS C 0364, JIS C 60364 (低圧電気設備) 規格群の構成]〕に従っている。701.1～701.3 を除き、この規格を示す固有番号 (701) に続く番号が、採用する JIS C 60364 規格群の箇条番号を示している。

この規格では、JIS C 60364 規格群の要求事項を適用し、例えば、この規格の 701.4 (安全保護) は、JIS C 60364-4 規格群の要求事項にこの規格の 701.4 に規定している要求事項を追加又は置き換えて適用することを意味している。

701 バス又はシャワーのある場所

701.1 適用範囲

この規格は、バスタブ及び／又はシャワーを特定の場所に恒久的に設置することを意図した屋内又は屋外における電気設備について規定する。

バスタブ及び／又はシャワーのある場所の範囲を、次によって区画する。

- 最も低い床仕上げ面
- 最も低い床仕上げ面上 3 m の水平面
- バスタブ又はシャワー用の固定水栓から 4 m の距離に垂直に取り囲む仮想面
- バス又はシャワーのある場所に接する、6 cm までの深さの壁、床及び天井の空間

注記 1 シャワーヘッド及びフレキシブルホースが取り外し可能な場合、固定水栓は、フレキシブルホースの供給端であるとみなされている。